

事務連絡
令和7年4月16日

都道府県トラック協会会長
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎宏則

**国土交通大臣からの「トラック運送業界に対する価格転嫁及び賃上げについての要請」
に関する説明資料について**

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月9日付「国土交通大臣からの「トラック運送業界に対する価格転嫁及び賃上げについての要請」について」（全ト協発第28号（企））においてご案内申し上げた、国土交通大臣からの要請内容に関する解説資料を作成いたしましたので、送付申し上げます。

大臣からの要請に対し、全ト協坂本会長から「大手・中小事業者問わず業界全体として、ドライバーへの賃上げや価格好調等に積極的に取り組み、魅力あるトラック運送業界にしていきたい」旨の表明を行っておりますので、貴協会会員事業者におかれましても、本要請の趣旨、内容をご理解いただき、要請項目につきましてしっかりとお取り組みいただくよう、貴協会から周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇本件お問い合わせ先
全日本トラック協会 企画部
TEL：03-3354-1037

国土交通大臣からの
「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について(要請)」
解説資料

～事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと～



中野大臣からご発言のあった要請のポイント

さらなる賃上げと、環境改善による職場の魅力を高めるため
荷主側のみならず、トラック業界内においても以下の取り組みを進めてください。

元請事業者等が中心となって取り組む事項

- ・下請法改正案について施行前から自主的な対応を始めてください

他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者が取り組む事項

- ・多重取引構造を当然とする商習慣を見直してください
- ・実運送に係るコストを勘案した価格決定をしてください

全てのトラック事業者が取り組む事項

- ・運賃収入の上昇分を、トラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させてください

要請項目別 事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

要請1.

下請法違反がないか業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

- ・自社において下請法違反がないか中小企業庁・公正取引委員会が公表している資料(P4~10参照)を活用し、自主点検をしてください。
- ・下請法違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置をください。
- ・「自発的申出」とは、下請法違反行為を行った親事業者が自発的に公正取引委員会に申出をし、かつ、以下のような事由が認められた場合には、勧告を行わないとするものです。
 - ・公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
 - ・当該違反行為を既に取りやめている。
 - ・当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
 - ・当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
 - ・当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。
- (注)下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて(公正取引委員会HP)

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

要請2.

下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

- ・下請法改正案において新たな措置が検討されていますので、改正案の成立・施行を待たずに、自主的に対応してください。主な改正内容は次のとおり
- ①協議に応じなかったり、協議において必要な説明又は情報の提供をせずに、一方的に代金の額を決定することが禁止されます。
 - ②手形払いが禁止されます。
 - ③発荷主と運送事業者間の取引が下請法の対象となります。
 - ④資本金に加え従業員数300人の区分が新設されます。資本金を低く抑えることで下請法逃れができなくなります。
 - ⑤国土交通省(「トラック・物流Gメン」等)に通報した場合も、下請法の「報復措置の禁止」の対象となります。
 - ⑥法律上の用語を次のように変更します。
「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」

下請法の閣議決定について(公正取引委員会HP)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

要請項目別 事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

要請3.

「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商習慣の見直し

- ・本年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法において措置された以下の事項について、しっかりと取り組んでください。

・画面の交付【義務付け】

・委託先への発注適正化(健全化措置)【努力義務】

・実運送体制管理簿の作成【元請事業者に義務付け】

・実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知
【各事業者に義務付け】

・運送利用管理規定の作成、運送利用管理者の選任
【前年度の利用運送量100万トン以上の事業者に義務付け】

4月1日施行の改正貨物自動車運送事業法について(全ト協HP)
https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/jigyoho.html

- ・次の自主行動計画とガイドラインを参考に改善すべき商習慣を見直してください。

・「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」(全ト協)

<https://jta.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

・「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進 ガイドライン」
(国交省)

<https://www.mlit.go.jp/common/001442847.pdf>

要請4.

最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

- ・元請事業者をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者は、実運送事業者に係るコスト(燃料や人件費の上昇分など)を勘案して、価格決定を行ってください。

要請5.

自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

- ・全ト協が策定した自主行動計画の取組事項の遵守やパートナーシップ構築宣言を行い、宣言に沿った取り組みを実施してください。

パートナーシップ構築宣言について、宣言の方法(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト)
<https://www.biz-partnership.jp/>

全ト協策定の自主行動計画(全ト協HP)

<https://jta.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

要請 6.

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守し、発注者は適正な価格設定を行い、受注者は積極的な価格交渉を行ってください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会HP)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

【親事業者の禁止行為「下請代金の減額」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不正に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がないにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。

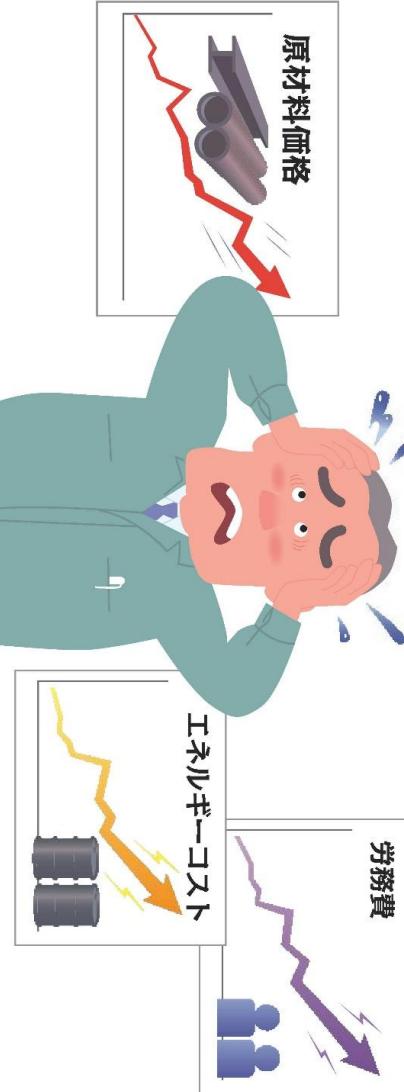
こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力（大量発注や品質の緩和、工程見直しなど）により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件を戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠（品質、仕様、発注量など）を確認した上で、社内の予算承認を得る。

【親事業者の禁止行為「買いたき」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不适当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉 チェックポイント

- 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格（集中購買価格）を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法（見直しの時期や方法、価格スライド制など）について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

【親事業者の禁止行為「買いたき」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不適に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉 チェックポイント

- 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていませんか。
- 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていませんか。
- 敵しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。
- 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

【親事業者の禁止行為「不当な給付内容の変更、やり直し】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

受注者の非に由る事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不正に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉 チェックポイント

- 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
 - 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。
- ◆ こんな取引を目指しませんか？
- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。
 - 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

【親事業者の禁止行為「不当な経済上の利益の提供要請】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を購入させたりしていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることにより、受注者の利益を不正に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉 チェックポイント

- 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていますか。
- 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことに対応する。
- 受注者に委託した業務が“適切”に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

要請1 下請法違反の自主点検用資料（中小企業庁「手形運用変更周知ポスター」）

【親事業者の禁止行為「割引困難な手形の交付」】

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を利用している皆様

交付から満期日までの期間

60日

を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間^{*1}が60日を超える

約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、

行政指導^{*2}の対象となり得ます。

*1一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

*2行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形払い(サイト60日)の例

※月末締め翌月末手形払いの場合

手形サイト(手形交付から満期日までの期間)

60日

手形サイト60日

手形サイト90日

手形サイト120日

5月納品 5月末締め・請求 6月末支払い 現金化

※政府は、2026年を目途とした、紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。



参考資料集

相談窓口

下請かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>
中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士
が解決に向けてサポートします。

価格転嫁サポート窓口

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html

価格転嫁サポート窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識
や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格
交渉・価格転嫁を後押しします。
ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口まで
ご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。
担当の者が対応いたします。

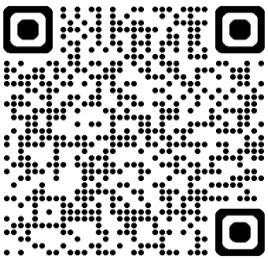
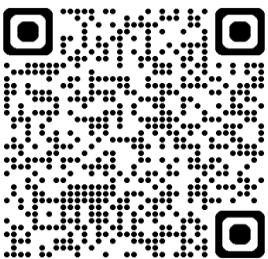
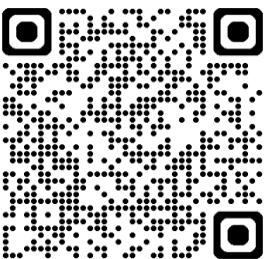
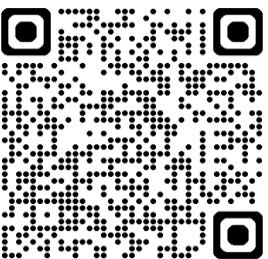
下請法について

下請法ガイドブック 「知つて守って下請法」

https://www.iftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittemamotte.pdf
法律の概要、違反事例の紹介等

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する 指針

<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>





全ト協発第 28 号(企)
令和 7 年 4 月 9 日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



国土交通大臣からの「トラック運送業界に対する価格転嫁及び賃上げについての要請」について

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日（4月 8 日）中野洋昌国土交通大臣より「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について」要請を受けました。

中野大臣からは、価格転嫁や賃上げについては、荷主側での取り組みのみならず、トラック業界内においても取り組める余地があるとの視点から、特に次の 3 点について取り組みをお願いしたい旨のご発言がございました。

- ①元請トラック事業者を中心に、下請法改正に関する十分な周知と、施行前からの早期の自主的な対応への着手
 - ②元請をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者におかれては、多重取引構造を当然とする商習慣の見直しと、実運送に係るコストを勘案した価格決定
 - ③すべてのトラック事業者におかれては、労務費転嫁指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分は、トラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させること
- また、手交された要請文書には、上記を含めて 6 項目の要請が列記されております。
- つきましては、要請文書を添付いたしますので、貴協会会員事業者の皆様が本要請にご理解いただき、積極的に価格転嫁及び賃上げにお取り組みいただくよう、周知賜りたくお願い申し上げます。

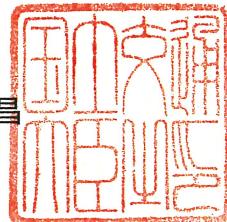
なお、本要請の内容に関する解説資料を作成し、後日送付させていただく予定です。

国自貨第12号
令和7年4月8日

公益社団法人
全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通大臣

中野 洋昌



トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について（要請）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。

また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月16日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

また、1月24日に開催された第7回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、1月16日の車座における総理指示を具体化するため、関係省庁から所管業界に対して以下6点について要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がありました。

つきましては、3月14日に開催されましたトラックドライバー等との車座におきましても、石破総理より「果敢な価格交渉と、確実な賃上げ」を要請したとおり、貴協会におかれましては、改正物流法に基づく取引適正化に関する取組を確実に実施していただくほか、業界内部での確実な賃上げと荷主等への果敢な価格交渉を行っていただくよう、本要請文を傘下会員へ周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴協会から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営幹部の方から、現場の担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案²において、

- ・ 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・ 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・ 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・ 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

² 「下請法改正の検討状況及び現行制度下での取組」（公正取引委員会、令和7年1月24日公表）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai7/siryou4.pdf

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫、型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。³

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界においては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界においては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業においては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がな

³ 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和 6 年 12 月公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

されるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。

- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。等

以上